

仕 様 書

1 委託業務の名称 令和7年度おおいた和牛流通促進委託業務

2 履行期間 自 契約締結日
至 令和8年3月31日

3 目的

おおいた和牛認定店（以下「認定店」という。）を対象としたキャンペーンの実施や交通広告の掲出等によるPRにより、認定店の拡大を推進し、おおいた和牛の流通拡大や認知度向上を図る。

特に令和7年度は、大阪・関西万博を契機としたインバウンド観光客の認定店への誘導を図ることにより、さらなる流通拡大を進めるとともに、おおいた和牛を入り口として、他の県産食材も含めた大分県全体の食の魅力を伝える取組を進める。

4 業務内容等

（1）関西認定店（飲食店）へのホテルコンシェルジュ招待

インバウンド観光客からの問合せが多いホテルコンシェルジュをおおいた和牛サポーターショップ等の認定店（飲食店）に招待し、おおいた和牛及び認定店を知っていただくことにより、インバウンド観光客の認定店への誘導を図る取組を実施する。

①大阪・京都のホテルコンシェルジュを対象とし、以下を作成すること。詳細は別途、県と協議する。

- ・大阪8ホテルそれぞれのコンシェルジュに送る2名分の招待状（招待する認定店は2店舗）
- ・京都9ホテルそれぞれのコンシェルジュに送る2名分の招待状（招待する認定店は3店舗）
- ・おおいた和牛及び招待認定店の紹介資料（招待状に同封；使用する画像は店舗から提供）
- ・招待認定店利用後のアンケート（招待状に同封）

②招待期間は令和7年8月1日～10月31日とし、招待するホテルコンシェルジュ及び認定店は県が選定する。

③招待状の利用状況を管理し、招待に係る飲食代を認定店に支出すること。なお、招待に係る飲食代は670,000円以内である。

（2）インバウンド観光客向けパンフレットの設置及び掲示物等の作成

令和6年度に作成したインバウンド観光客対応可能な県内認定店（飲食店）を掲載し

たパンフレット（英韓中（繁体及び簡体）４言語×５００部ずつ；Ａ５、以下「インバウンド向けパンフレット」という。）等を設置し、インバウンド観光客の県内認定店への誘導を図る取組を実施する。

- ①掲載店への誘導に効果的なインバウンド向けパンフレットの設置箇所を提案すること。
また、大分県農林水産部おおいたブランド推進課が所有する多言語版の県産食材パンフレット「おおいたブランド食材大全（英韓中（繁体及び簡体）４言語；Ａ４）」の併置等の活用可能性があれば、提案すること。
- ②インバウンド向けＬＰ（<https://oita-wagyu.jp/2024guide/>）の二次元バーコードを記載した掲示物および配布物（１０,０００枚以上）を作成すること。
- ②パンフレット等の設置（おおいたブランド食材大全含む）については、設置・補充・回収まで実施すること。

（３）交通広告の掲出

大分空港国内線２階出発ロビー（２０６）に、令和６年度と同じ電照広告を掲出する。

- ①掲出期間は令和８年３月３１日までとすること。
- ②掲出媒体費、電気代、維持管理費及び撤去費用を大分航空ターミナル株式会社に支払うこと。なお、支払期間は令和７年６月分から令和８年３月分までの予定である。
- ③その他、空港を利用する旅客等を対象に、おおいた和牛をはじめとした県産食材の魅力発信の可能性があれば提案すること（空港内やアクセスする交通機関でのパンフレット設置、ポスター等掲示等）。

なお、（２）（３）に係るおおいた和牛以外の県産食材の魅力発信に関する経費は、別途「The・おおいた」ブランド流通対策本部が２００,０００円以内の範囲で負担する。

（４）県内認定店（小売店）におけるキャンペーンの資材作成及び広告宣伝

県内認定店（小売店）でおおいた和牛を購入し、貼付されているシールをはがきに貼って応募すると、おおいた和牛が当たるキャンペーンを実施する。

- ①キャンペーンに係る資材作成及び広告宣伝を実施すること。
- ②キャンペーン期間は令和８年２月９日～２月２８日の予定で、県内１００店舗程度の参加を想定しており、運用は県が実施する。
- ③作成する資材は以下のとおりとする。
 - ・応募はがき（マットコート 110K, 4c+4c）×２０,０００枚（１００枚×２００束）
※はがきの内容は、『「おおいた和牛」買って当てよう！キャンペーン２０２５』（おおいた和牛ＨＰ参照）と同内容
 - ・店舗の売場に応募はがきを設置するスタンド（店舗売場用）×１２０個
- ④広告宣伝は以下のとおりとする。
 - ・キャンペーン開始日に大分合同新聞に広告掲出（テレビ欄下半５段カラー）

⑤その他に資材や広告の企画があれば提案すること。

(5) ホームページの管理及び流入促進のための改良

- ①おおいた和牛公式HP (<https://oita-wagyu.jp/>) の保守管理（バックアップ管理、コンテンツ管理システム（CMS）バージョン管理、ドメイン及びサーバー更新含む）を行うこと。
- ②おおいた和牛公式HP 及び Instagram の内容（お知らせ、取扱店情報等）の更新等を行うこと。詳細は別途、県と協議して決定する。
- ③おおいた和牛公式HP の改善を提案すること。閲覧者が、求める情報にすぐに辿り着ける構成とし、提案書にイメージを記載すること。詳細は別途、県と協議して決定する。
- ④おおいた和牛公式HP の外国語サイトについて、令和6年度に作成したインバウンド向けパンフレットのLP (<https://oita-wagyu.jp/2024guide/>) をメインとして整理すること。詳細は別途、県と協議して決定する。
- ⑤おおいた和牛公式HP 内に『「おおいた和牛」等ロゴマーク電子媒体等使用申請書』及び『販促資材貸付申込書』を設置すること。The・おおいたHP のロゴ使用届 (<https://theoita.com/theoita/>) のようなイメージとし、詳細は別途、県と協議して決定する。
- ⑥おおいた和牛公式HP の「生産者インタビュー」動画を、新たに5名分作成し公開すること。なお、現在公開している3名分の公開は終了し、生産者は県が選定する。

(6) 効果等検証

①ホテルコンシェルジュ招待

- ・招待認定店利用後のアンケートをホテルコンシェルジュから回収し、効果や改善点等进行分析すること。

②認知度等

- ・継続して調査しているおおいた和牛の認知度等について、同内容の調査を実施すること。なお、詳細は別途、県と協議して決定する。
- ・調査エリア：関東（東京都・神奈川県）、関西（京都府・大阪府）、福岡県、大分県
- ・調査対象者：4エリア各300サンプル以上（20代、30代、40代、50代、60代以上それぞれを性別に30サンプル以上）
- ・実施時期：令和7年8月及び令和8年2月

(7) 運営体制及び進捗管理

- ①業務全体の運営を統括する責任者を配置すること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制を取るとともに、県から派遣要請があった場合には速やかに対応すること。

- ②契約締結後速やかに、県と協議の上具体的な計画を作成するとともに、活動指標及び目標を設定すること。以降、その進捗について適切に管理すること。
- ③各業務の詳細や実施状況等の確認と共有、及び実施状況や成果に応じた実施内容の変更等について定期的に県と協議すること。協議の開催場所は原則、大分県庁舎内もしくはオンライン会議とし、協議内容の整理は受託者が行うこと。

(8) その他

- ①その他に、おおいた和牛の流通拡大や認知度向上に資する企画があれば提案すること。
- ②大分県豊後牛流通促進対策協議会が実施する取組において、本委託業務により制作した画像等を使用できることとする。
- ③企画提案書の中で取扱う第三者の著作権や肖像権等については、以下に留意する。
 - ・企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
 - ・第三者が権利を持つ素材を利用する場合は、受託者が著作権物の承諾を得て行うものとし、県が著作権を持つ素材の利用についても同様とする。なお、これらを怠ったことにより、著作権の権利を侵害したときには、受託者は一切の責任を負うこと。
 - ・受託者は、納品する成果物に使用する映像、イラスト、写真、資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任を全て負うこととする。第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
 - ・成果物及び委託契約に基づく県の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。
 - ・受託者は、成果物に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該使用許諾等に係る一切の手続きを行う。

5 成果物又は提出物

(1) 委託業務完了通知書並びに委託業務実績報告書

(2) 業務の実施状況や成果等が判る資料 1部

- ・実際の結果を根拠として、今後取るべき方針も報告するものとする。
- ・根拠は詳細に分かりやすく、論理的に記載するものとする。

(3) 本業務において撮影した画像や制作したデザイン等データ 1部

(CD-ROM または DVD-ROM)

なお、データの著作権の取扱いは、次のとおりとする。

- ・受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、契約書の規定による引渡しと同時に県に無償で譲渡するものとする。

- ・県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- ・受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

6 その他

契約締結後、不測の事態により本仕様書の業務内容が実施できない場合や、本仕様書に疑義が生じた場合は、県と協議の上変更内容等について決定することとする。